

令和元年度  
農泊ビジネス現地体験研修募集要項

1 趣 旨

秋田県への移住希望者を対象に、移住後のライフスタイルとして農泊<sup>※1</sup>の拠点となる農家民宿<sup>※2</sup>や農家レストラン<sup>※3</sup>を取り組むことを具体的にイメージし、県内への移住に対する意欲を高めてもらうため、農泊ビジネスの体験研修を実施します。

※1 農泊とは、農山漁村地域において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿など多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力をあじわってもらう農山漁村滞在型旅行のことです。

※2 農家民宿とは「旅館業法」の許可を得て、人を宿泊させ、農林漁業体験や自然体験など、農山漁村ならではの体験やその知識をサービスとして提供する施設のことです。

※3 農家レストランとは、自らが生産、または地域で生産された農林水産物を原材料とする料理の提供を通じて、農村滞在型余暇活動や農林水産業の振興に貢献する意思のある者が経営する飲食店のことです。

2 主 催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 実施時期 令和元年9月27日（金）～29日（日）【2泊3日】

5 研修内容

農泊ビジネスによる暮らしがイメージできるよう次に記載する内容を実施する。

- (1) 農泊ビジネスに関する基礎講義
- (2) 農家民宿や農家レストランの施設見学
- (3) 農家民宿や農家レストランの実践者との意見交換
- (4) 農家民宿の宿泊体験 など

※研修内容等は都合により変更となる場合があります。

6 募集定員 10名

7 募集条件

以下の条件を全て満たす者

- (1) 秋田県への移住を希望し、移住後のライフスタイルとして農家民宿または農家レストランの開業に興味を持っている者
- (2) 18歳以上でかつ概ね60歳以下の者  
20歳未満の方は別紙「未成年の方の研修参加同意書」の提出必須
- (3) 県外在住の方、もしくは秋田に移住後概ね5年以内の者
- (4) 研修期間中全行程に参加できる者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと、またはこ

れらと密接な関係を有するものでない者  
(6) 観光等旅行目的でない者

## 8 研修に係る費用

### (1) 研修費

講義料・体験料・宿泊費・食事代（飲料代は除く）のことをいい、研修期間中これら経費は原則無料です。

### (2) 交通費

研修地までの交通費を、3万円を上限に助成します。ただし、研修に正当に参加し、且つ、研修地－居住地間の移動方法・金額を書類等で確認できた場合のみ、研修終了後に支払います。

## 9 申込期限

申し込みは、以下の期限までの受付とし、一次募集で定員を満たした場合は、二次募集は行いません。

一次募集申込期限：令和元年8月23日（金） 必着

二次募集申込期限：令和元年9月13日（金） 必着

## 10 申込方法

(1) 申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、E-mailのいずれかで、お申し込みください。

(2) 申込用紙に記載された個人情報本事業の実施にのみ使用し、保有の必要がなくなり次第、確実に速やかに消去します。

## 11 選考方法

「申込用紙」による書類選考とし、秋田県農林水産部長が決定します。

## 12 選考結果の通知方法

選考結果は、「申込用紙」に記載している住所に、運営者から研修日7日前までに書面をもって通知します。なお、上記期限に間に合わない場合は、事前に電話で連絡します。

## 13 研修の辞退

研修の辞退は、研修開始日の5日前までに、本要項17に記載している問い合わせ先まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡ください。

なお、連絡のないまま、研修を欠席した場合は、研修に係る費用（キャンセル料含む）を請求する場合があります。

## 14 研修の中止

### (1) 研修開始前の中止

悪天候等を理由に事前に研修の中止を決定した場合は、研修生に理由

を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

なお、このことにより発生したキャンセル料等については、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。また、中止の連絡に回答しなかった場合も同様の扱いとします。

## (2) 研修実施中における中止

悪天候等を理由に研修を急遽中止する場合は、研修生に理由を説明し、研修を中止する場合があります。

なお、この場合の研修に係る経費は、全額運営者が負担します。ただし、往復チケットを購入していた場合等の理由で、中止決定以後、秋田県内に宿泊が必要となった場合の費用は、運営者は一切責任を負いません。

## 15 研修の拒否

研修生が募集要項7の募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は、研修生が運営者や他の研修生等に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げたと運営者が判断した場合、研修生に対して研修参加を拒否し、研修に係る費用(キャンセル料金を含む)の請求する場合があります。

## 16 その他留意事項

- (1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施しますので、こちらもお申込み前に必ずお読みください。
- (2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びアンケート結果等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 家族や友人と応募する場合は、申込用紙「その他」欄にその旨をご記入ください。
- (4) 農家民宿での宿泊は、相部屋となります。

## 17 申し込み先・問い合わせ先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会  
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内  
TEL・FAX：018-829-5895  
E-mail: info@akita-gt.org  
受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は令和元年 6月25日から施行する。